

令和7年度の最低賃金改定に対応して 従業員の賃金を引き上げた 町内中小企業等を支援します

このたび、申請受付期限を以下のとおり延長(下線部)しましたので、お知らせします

該当者1人につき

2万円 を補助

申請受付期間

令和8年3月10日(火) ~ 9月30日(水)

【対象となる事業者】

以下を満たす中小企業または個人事業主

(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営むもの)

- ✓ 「福島県中小企業賃上げ緊急一時支援事業助成金」を申請し、助成決定通知書が送付されていること
※助成上限に達したことなどにより、助成を受けられなかった場合はこの限りではありません。
- ✓ 町内に本社・主たる事業所、または支店・営業所があること
- ✓ 町内の事業所で常時使用する従業員(雇用保険の被保険者)を1名以上雇用していること
- ✓ 町税等に未納がないこと
- ✓ 過去に補助事業等の不正受給処分を受けていないこと
- ✓ 過去5年間に重大な法令違反等がないこと
- ✓ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと
[こちら](#)
- ✓ 暴力団等の反社会的勢力と関係を有していないこと
※「みなし大企業」や一部の公益法人等は対象外となります。 □□
- ✓ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生または再生手続きを行っている者ではないこと

続きは裏面をご覧ください

【補助要件】

要 件	内 容
賃上げの対象時期	令和7年9月5日から令和8年1月1日 (賃金の支給が令和8年2月以降となったものを含む)
賃上げ対象従業員	町内事業所に勤務する労働者のうち、雇用保険被保険者
賃上げ額	(ア) 時給1,018円以下の従業員の賃金を 1,033円以上に引き上げていること。 (イ) 最低1月以上、引上げ後の賃金支給実績があり、 申請時点もその金額以上を継続していること。
その他	該当する労働者を申請後1年以上雇用する見込みである こと。(有期雇用の場合においても、申請後1年以上雇用 する見込みであること)

【申請必要書類】

- ✓ 西会津町賃上げ環境整備支援補助金交付申請(請求)書兼実績報告書(様式第1号)
- ✓ 対象従業員一覧
- ✓ 助成対象従業員に係る賃金改定月の労働条件通知書又は雇用契約書の写し
- ✓ 賃金台帳の写し(賃金改定月分及び賃金改定月の前月分)
- ✓ 補助金振込先の口座に関する情報が分かる書類(預金通帳の写し等)
- ✓ 「福島県中小企業賃上げ緊急一時支援事業助成金」における、助成決定通知書の写し
※助成上限に達したことなどにより、助成金を受けられなかった場合はこの限りではありません。
- ✓ 西会津町賃上げ環境整備支援補助金 賃上げ報告書(様式第2号)
- ✓ 誓約書(様式第3号)
- ✓ 履歴事項全部証明書 ※法人の場合
- ✓ 開業届の写し又は直近の確定申告書の写し ※個人事業主の場合

【様式第1号、2号、3号に関しては町HPよりダウンロードください】

【申請先】

詳細は
こちら

西会津町役場商工観光課 商工観光係まで

【お問合せ先】

担当部署:西会津町役場商工観光課 商工観光係
 受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝を除く)
 電話番号:0241-45-2213
 メールアドレス:syokou@town.nishiaizu.fukushima.jp

詳細は町HPを
ご覧ください。

